

宮城県国民健康保険運営協議会について

1 宮城県国民健康保険運営協議会の設置(平成29年4月1日設置)

宮城県国民健康保険運営協議会は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)附則第9条の規定に基づき設置する知事の附属機関である。

2 組織

宮城県国民健康保険運営協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険を代表する委員をもって組織する。

3 委員の任期

最初の委員の任期は、平成29年5月25日から平成30年3月31日までとする。

4 国民健康保険運営協議会で協議する事項(改正国保法第11条)

国民健康保険事業の運営に関する事項のうち、

- (1) 国民健康保険事業費納付金の徴収に関する事項
- (2) 都道府県国民健康保険運営方針の策定に関する事項
- (3) その他重要事項

5 委員構成

種 別	氏 名 等		
被保険者代表 3名	仙台市国民健康保険運営協議会	長谷川 茂	委員
	蔵王町国民健康保険運営協議会	加川 伸子	委員
	大衡村国民健康保険運営協議会	飯塚 久子	委員
保険医又は保険 薬剤師代表 3名	公益財団法人宮城県医師会	板橋 隆三	常任理事
	一般社団法人宮城県歯科医師会	佐藤 勝	常務理事
	一般社団法人宮城県薬剤師会	加茂 雅行	副会長
公益代表 3名	東北大学大学院歯学研究科	小坂 健	教授
	東北学院大学法学部法律学科	木下 淑恵	教授
	仙台弁護士会所属	村田 知彦	弁護士
被用者保険等 保険者代表 2名	健康保険組合連合会宮城連合会	大橋 敬一	会長
	全国健康保険協会宮城支部	高橋 祥允	支部長